

## 東京都の帰宅困難者対策の基本的考え方

### はじめに

---

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、首都圏において大量に発生した帰宅困難者による混乱等は、首都直下地震等大規模災害に備えての帰宅困難者対策を、官民をあげてより一層具体化させていく必要性を顕在化させた。

首都直下地震等の大規模な災害が発生し、首都圏のほとんどの公共交通機関が運行を停止して、当分の間復旧の見通しが立たない中で、都民が帰宅のために移動を開始した場合、大量の帰宅困難者が発生することが想定される。

大量の帰宅困難者が駅周辺や道路上に滞留した場合、集団転倒に巻き込まれ、火災や沿道建物からの落下物等により帰宅困難者自身が危険な状態にさらされるだけでなく、救助・救急活動、消火活動、緊急輸送活動等、災害発生後に迅速かつ円滑に実施しなければならない応急活動に支障が生じ、首都機能の回復が遅れる可能性がある。

こうしたことから都は、国と共同で、首都圏の自治体、鉄道事業者、通信事業者、経済団体などからなる、「首都直下地震帰宅困難者等対策協議会」（以下「協議会」という。）を平成23年9月に立ち上げ、帰宅困難者対策に事業者や都民も含めた社会全体によって取り組むこととした。

また、平成23年11月に都は、今後の東京の防災対策の方向性と具体的取組を示すために、「東京都防災対応指針」を策定した。

この基本的考え方は、東日本大震災の教訓や、これまでの協議会での議論、「東京都防災対応指針」等を踏まえた都の帰宅困難者対策の方向性を示し、今後条例化の検討を行うにあたり、広く都民の意見を伺うためにとりまとめたものである。

## 第1章 帰宅困難者対策の背景

### 1 被害想定

平成18年5月に都が作成した「首都直下地震による東京の被害想定報告書」によれば、東京湾北部地震（M7.3の規模）が起きた場合、都内には約392万人の帰宅困難者が発生するとされている。

これに、東京都市圏※外からの訪問者や海外からの訪問者を加えた帰宅困難者の総数は約448万人である。

※東京都市圏とは、東京都市圏パーソントリップ調査の対象地域で、東京を中心とする半径約80km圏域

### 2 東日本大震災の検証

東日本大震災では、人口が集中する都心部で公共交通機関が機能を失うことにより、都内で帰宅困難者が大量に発生し、大きな混乱をもたらした。協議会では、東日本大震災時の帰宅困難者対策の実態調査を行っている（詳細は別添資料参照）。

実態調査では、個人、企業、自治体、主要駅にアンケートを行っている。

調査の結果、東日本大震災時には、首都圏で約515万人の帰宅困難者（3月11日のうちに帰宅ができなかった人）が発生したと推計された。都内では首都圏の帰宅困難者の約70%にあたる約352万人の帰宅困難者が発生したと推計されている。

#### 【3月11日の帰宅困難者数の推計】

地震発生時の場所	3月11日の帰宅困難者数
東京都	約352万人
神奈川県	約67万人
千葉県	約52万人
埼玉県	約33万人
茨城県南部	約10万人
合計	約515万人

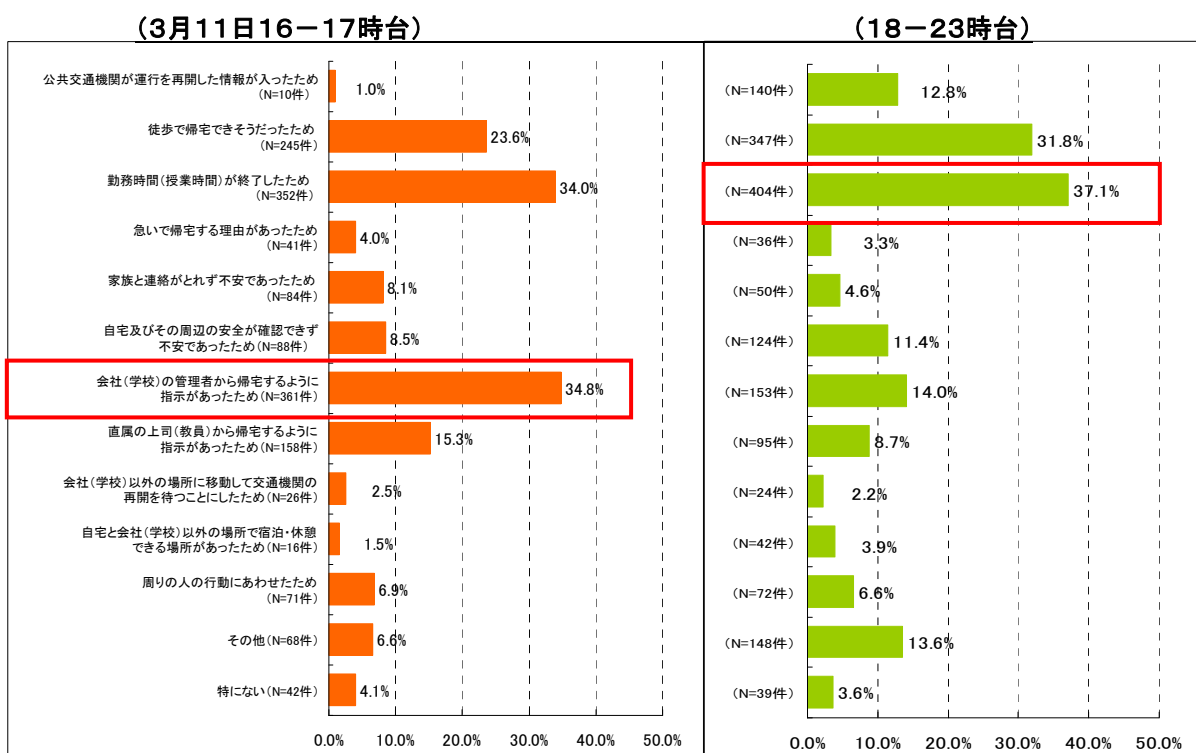
※この推計には、10歳代は含まれていないため、実際の帰宅困難者はこれよりも多かった可能性がある。

（1）個人への調査 【対象：東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県及び茨城県南部の5,372人】

地震発生時に企業・学校にいた人のうち約83%の人が、当日中に会社や学校を離れていた。そのうち5割弱の人が午後5時台までに会社・学校を離れており、業務・授業の終了後にあまり時間をおかずに会社・学校を離れた人が多いことが伺える。

16-17時台に会社・学校を離れた理由として最も多かったのは、「会社（学校）の管理者から帰宅するよう指示があったため」（約35%）、18-23時台では「勤務時間（授業時間）が終了したため」（約37%）が最も多く、会社から従業員に対し、適切な指示が出来ていなかった実態が伺える。

### 会社・学校を離れた理由

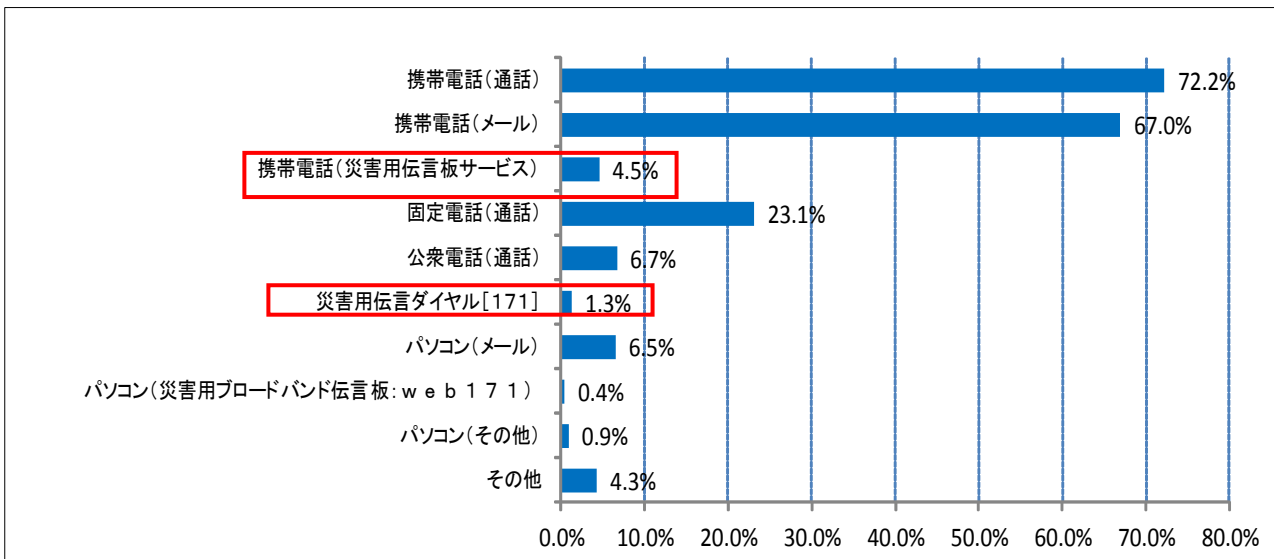


また、首都直下地震が発生し、交通機関が停止した場合の帰宅行動について質問したところ、約50%がすぐに徒歩で帰宅しようとする回答している。

帰宅困難者による混乱を防止するためには、都民や事業者に「むやみに移動を開始しない」ことを周知し、一斉に帰宅することを抑制することが必要である。

家族との安否確認方法については、携帯電話の災害用伝言板サービスが約4.5%、災害用伝言ダイヤル[171]が1.3%に留まっている。

## 家族との安否確認の手段[複数回答]

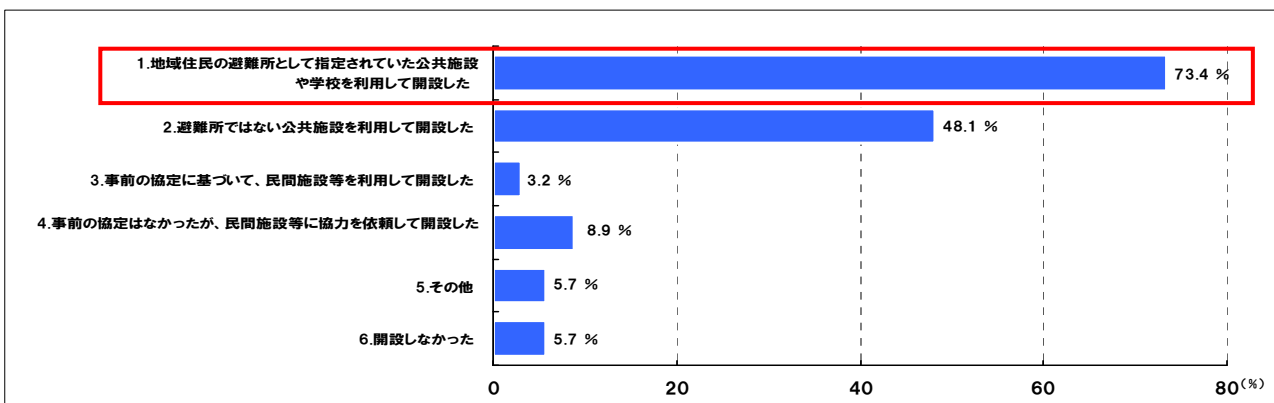


家族との安否確認は、一斉帰宅を抑制する上で重要であるが、電話は輻輳が想定されるため、災害用伝言板サービス、災害用伝言ダイヤル171などの安否確認手段の利用促進が課題である。

## (2) 自治体への調査 【対象：東京都（島しょ部除く）、神奈川県、埼玉県、千葉県及び茨城県南部の230区市町村（有効回答216）】

約91%の自治体が、一斉帰宅の抑制を呼びかけなかった。また、帰宅困難者を受け入れた施設については、約7割の自治体が、地震時に避難所となる施設を開放した。首都直下地震時には、避難所には、地域住民が避難することが想定されており、避難者と帰宅困難者の競合が課題となる。

## 一時滞在施設の開設(n=158)[複数回答]

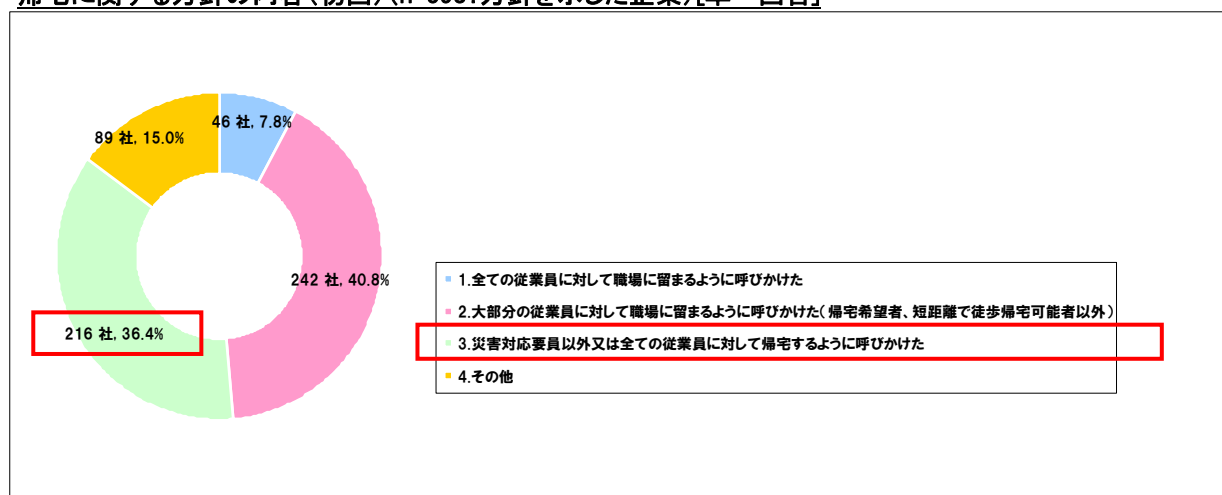


帰宅困難者に適切な行動を促すための、行政による情報提供が課題である。また、地域の避難所以外に帰宅困難者の一時滞在施設を確保することも課題である。

(3) 企業への調査 【対象：東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県に所在する企業739社（日本経済団体連合会及び商工会議所の会員企業に回答を依頼）】

約80%の企業が何らかの帰宅に関する方針を示しているが、そのうち約36%の企業が「原則として帰宅するよう呼びかけた」。さらに、首都直下地震時の帰宅方針については、約14%の企業が、依然として、早期帰宅を方針としているため、企業等に対する一斉帰宅抑制の方針の徹底が必要なが伺える。

帰宅に関する方針の内容(初回)(n=593:方針を示した企業)[単一回答]

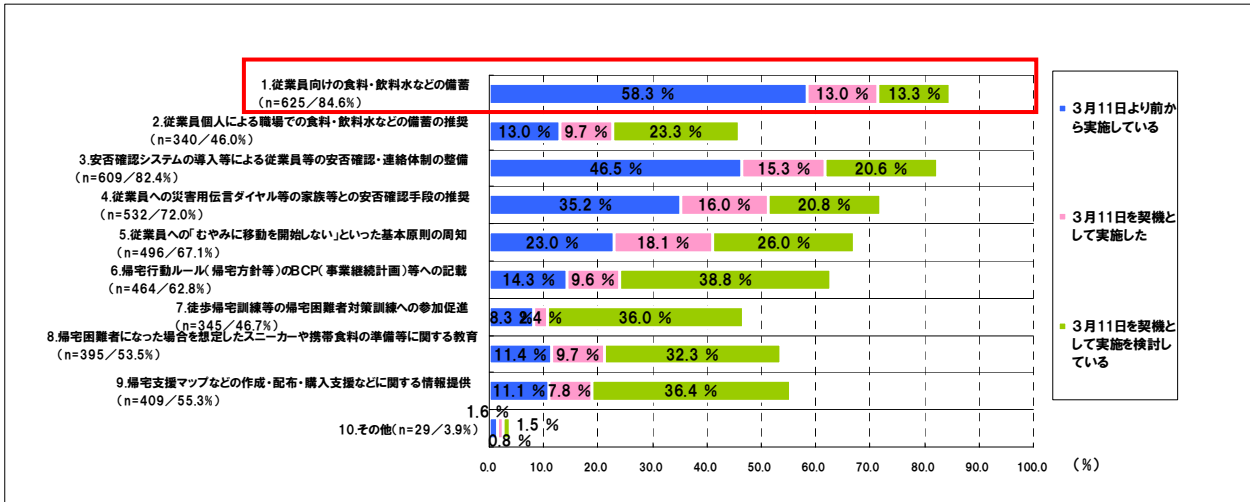


一斉帰宅を抑制するためには、企業の協力が不可欠である。

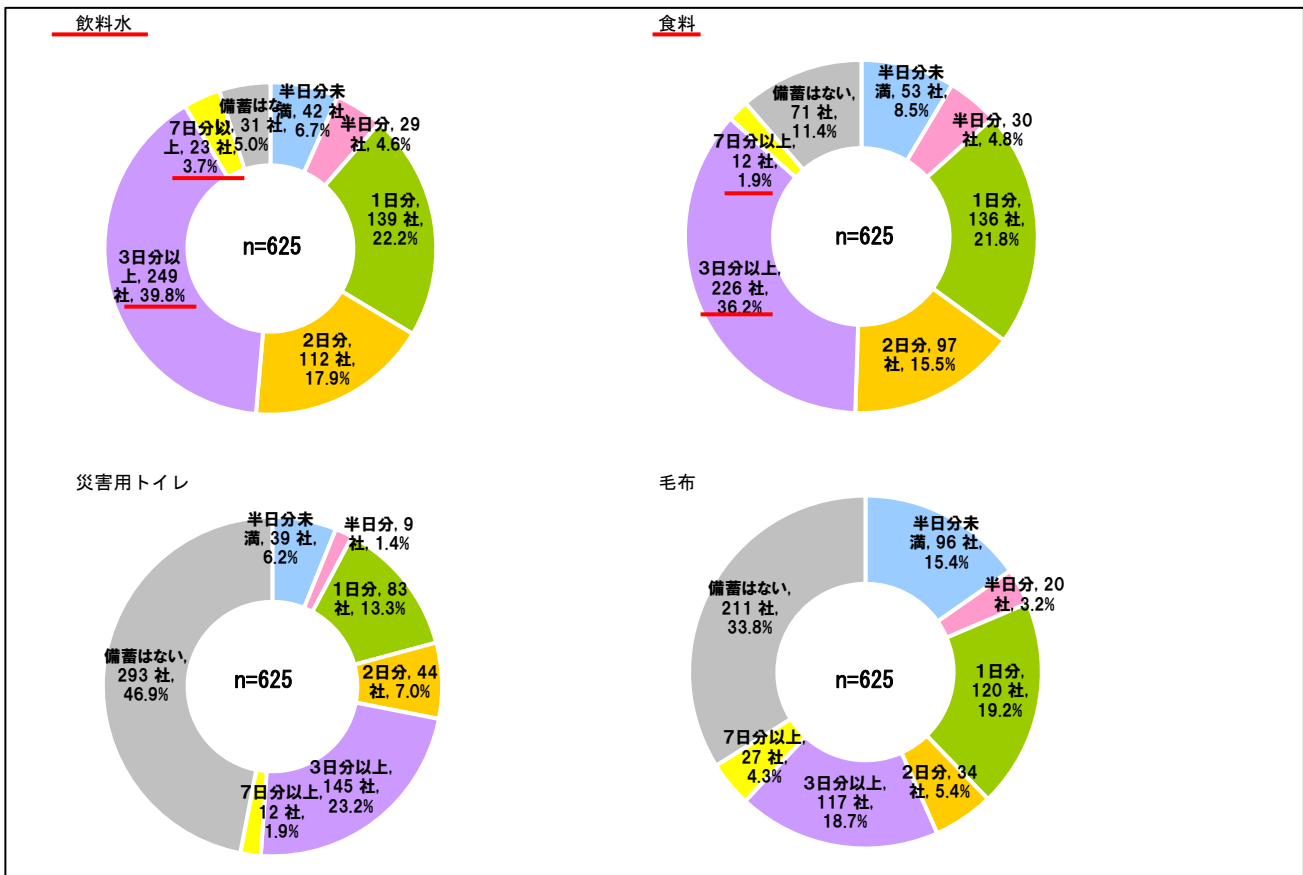
従業員を対象とした帰宅困難者対策の実施状況では、従業員向けの食料、飲料水などの備蓄を約71%の企業が行っているが、3日分以上の備蓄※を行っている企業は、飲料水で約42%、食料品では約38%である。従業員等を企業の施設内に留ませるには、水、食料等の備蓄が必要であるが、今回の調査では、備蓄に取り組む企業の比率は高いものの、3日分以上の備蓄をしている企業は飲料水でも4割程度であった。

※首都直下地震等大規模な災害が発生した場合、一般的に発災後72時間（3日間）は、救助・救急活動、消火活動、緊急輸送活動が優先される。

## 従業員を対象とした帰宅困難者対策の実施状況



## 企業の備蓄の状況

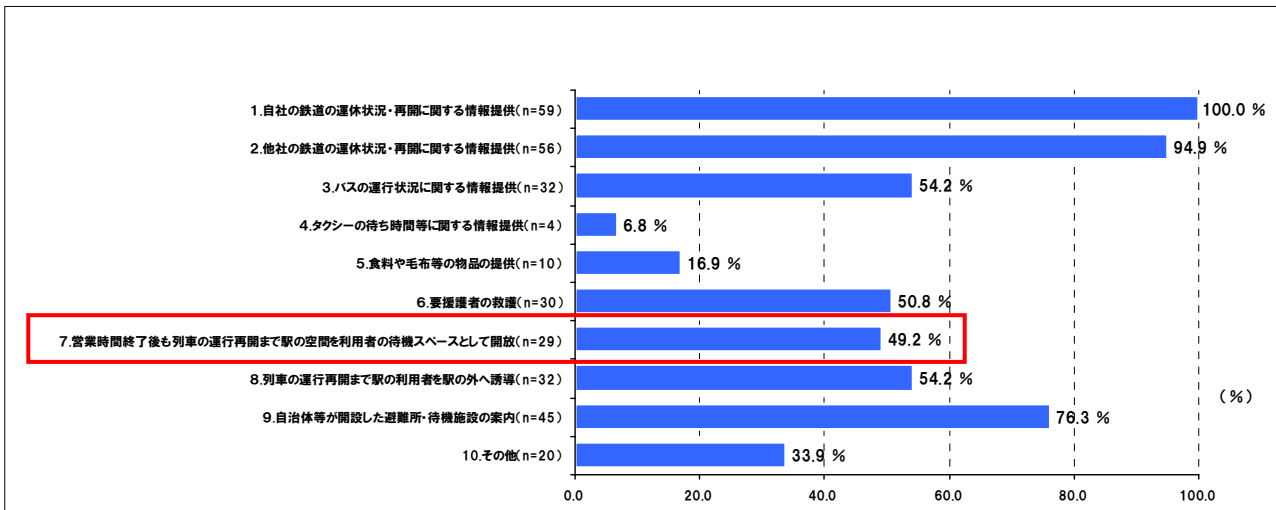


企業における備蓄等、帰宅困難者対策の一層の充実が必要である。

(4) 駅への調査 【対象：JR、私鉄、東京メトロ、都営地下鉄の首都圏のターミナル駅59駅】

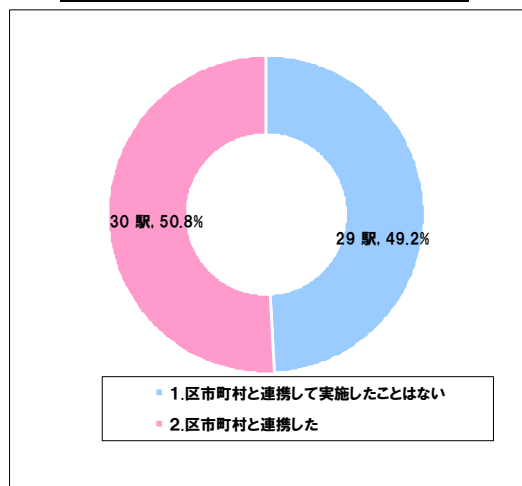
待機スペースを開放した駅は約半数であった。

駅の利用者への対応(n=59)[複数回答]



駅と関係機関との連携では、ほとんどの駅で他の鉄道事業者や地元警察署と連携していたのに比べ、区市町村との連携は半数程度であった。駅での利用者保護のあり方や区市町村との連携関係との構築に課題があることが伺える。

3. 11の駅と区市町村との連携状況



駅では区市町村等関係機関と連携し、利用者保護の取組みについて検討していく必要がある。

## 第2章 首都直下地震帰宅困難者等対策協議会

帰宅困難者対策は、一斉徒歩帰宅の抑制、円滑な徒歩帰宅のための支援など多岐にわたるため、膨大な数の帰宅困難者等への対応を、首都直下地震による多数の死傷者・避難者が想定される中であって、行政による「公助」だけで行うにはおのずと限界があり、自助や共助も含めた総合的な対応が不可欠となる。これらの対策をさらに推進するためには、国、地方公共団体、企業等がそれぞれ実施するだけでなく、連携・協働して取組を進めることが重要である。

そのため、東京都及び内閣府（防災担当）は、帰宅困難者対策について、国の関係省庁、首都圏の地方公共団体、関係民間企業、団体等を構成機関とする協議会を設置し、それぞれの取組に係る情報を共有するとともに、横断的な課題について検討することとした。



（第1回協議会の様子）



## 協議会の概要

【構成機関】国の関係省庁、首都圏の地方公共団体、関係民間企業・団体等の33機関

【座長】東京都副知事・内閣府政策統括官（防災担当）が共同座長

【事務局】東京都と内閣府が共同処理

帰宅困難者対策は、首都圏全体をまたがる広域的な取組と地域に根ざした取組の双方の観点が必要であることから、内閣府と関係地方公共団体の代表として東京都が共同で協議会を設置

【幹事会】構成員及びオブザーバー機関の担当部課長クラスによる幹事会を設置し、具体の課題について検討

特定課題については、幹事会にワーキンググループを設置し、検討

【ワーキンググループ】

WG① 帰宅困難者等への情報提供体制について

WG② 帰宅困難者等への支援体制について

WG③ 駅前滞留者対策及び帰宅困難者等の搬送体制について

【検討経過】

平成23年 9月20日 第1回首都直下地震帰宅困難者等対策協議会

平成23年11月22日 第2回首都直下地震帰宅困難者等対策協議会

【今後の検討スケジュール】

平成24年3月ごろ 第3回首都直下地震帰宅困難者等対策協議会  
中間報告

平成24年夏から秋ごろ 第4回首都直下地震帰宅困難者等対策協議会  
最終報告

## 【首都直下地震帰宅困難者対策等協議会構成員】

平成23年11月22日現在

役職名	
座長 座長	東京都副知事
	内閣府政策統括官(防災担当)
	総務省総合通信基盤局長
	総務省消防庁次長
	国土交通省道路局長
	国土交通省鉄道局長
	国土交通省自動車局長
	茨城県副知事
	埼玉県副知事
	千葉県副知事
	神奈川県副知事
	横浜市副市長
	川崎市副市長
	千葉市副市長
	さいたま市副市長
	相模原市副市長
	東京都新宿区長
	東京都八王子市長
	社団法人電気通信事業者協会専務理事
	日本放送協会理事
	社団法人日本民間放送連盟専務理事
	社団法人日本経済団体連合会防災に関する委員長
	日本商工会議所まちづくり特別委員会委員
	社団法人不動産協会理事長
	東日本旅客鉄道株式会社代表取締役副社長
	社団法人日本民営鉄道協会理事長
	東京都交通局長
	公益社団法人日本バス協会理事長
	社団法人全国乗用自動車連合会理事長
	社団法人日本フランチャイズチェーン協会会長
	全国石油商業組合連合会副会長兼関東支部長
	関東トラック協会会長
	日本赤十字社事業局長
東京災害ボランティアネットワーク代表	
連合関東ブロック連絡会会長	
オブザーバー	警察庁警備局警備課長
	文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課長
	警視庁警備部災害対策課長
	東京消防庁予防部防火管理課長

## 第3章 帰宅困難者対策の基本的考え方

### 1 一斉帰宅の抑制について

#### <現状と課題>

帰宅困難者対策は、まず、帰宅困難者の発生を抑制することが最も重要であり、都は、これまで「行動ルール」や「帰宅困難者心得10か条」等について、ホームページ、パンフレットの配布、講習会の実施等により普及啓発を図ってきたが、改めて行動ルール等の周知徹底を図る必要がある。

また、帰宅困難者の発生抑制には、企業における従業員の待機、備蓄の推進等の取組も必要である。さらに今回の震災では、駅構内や商業ビルなどから利用者等の締め出しが行われるなど、不適切な対応が見られた。一方、施設内で利用者等の安全確保に取り組んだ民間事業者もあり、対応は事業者によってまちまちであった。

発災時には、公的機関のみならず、民間事業者においても、利用者等の安全確保のための対策を講じることが重要であり、とりわけ、大規模な集客施設※等を有する民間事業者による取組を進めなければならない。

※ 百貨店、展示場、遊技場等

#### <対応>

こうした状況を踏まえ、協議会では、災害時の一斉帰宅の抑制について、都民や事業者、そして行政が取組むべき基本的事項を定めた「一斉帰宅抑制の基本方針」を以下のとおり策定した。

「一斉帰宅抑制の基本方針」に掲げた事項を実施する際の詳細項目については、引き続き協議会等で検討していく

### 一斉帰宅抑制の基本方針

#### <基本的考え方>

首都直下地震への備えを万全とするためには、「自助」、「共助」、「公助」による総合的な対応が不可欠である。首都直下地震発生直後においては、救助・救急活動、消火活動、緊急輸送活動等の応急活動を迅速・円滑に行う必要がある。このため、帰宅困難者等の発生による混乱を防止するための「むやみに移動を開始しない」という基本原則を徹底する。

この基本原則を実効あるものとするため、以下の具体的な取組事項に沿って、各企業等（官公庁や団体も含む。以下同じ。）に一斉帰宅抑制を促していく。この際、安否確認や災害関連情報を適宜提供する仕組みを官民一体となって整備することが必要である。特に、行政においては、企業等における一斉帰宅抑制が実効あるものとなるように必要な対策を実施する。

児童・生徒の安全確保のため、学校など関係機関に、必要な取組を求めていく。

### <具体的な取組>

#### （従業員等の待機・備蓄）

企業等は、首都直下地震の発生により、首都圏のほとんどの交通機関が運行停止となり、当分の間復旧の見通しが立たない場合には、事業所建物や事業所周辺の被災状況を確認の上、従業員等の安全を確保するため、従業員等を一定期間事業所内に留めておくよう努めるものとする。

企業等は、従業員等が事業所内に待機できるよう、3日分の必要な水、食料、毛布などの物資の備蓄に努めるものとする。

#### （大規模な集客施設等での利用者保護）

首都直下地震発生時には、大規模な集客施設やターミナル駅等において、多くの帰宅困難者等の発生が予想されることに鑑み、市区町村や関係機関等と連携し、事業者等は、利用者を保護するため、適切な待機や誘導に努めるものとする。

#### （従業員等を待機させるための環境整備）

企業等は、従業員等を一定期間事業所内に留めておくことが可能となるよう、事業所建物の耐震化、家具類の転倒・落下・移動防止、ガラスの飛散防止など、従業員等が事業所内に安全に待機できる環境整備に努めるものとする。

#### （事業継続計画等への位置づけ）

企業等は、BCP（事業継続計画）等において、首都直下地震発生時における従業員等の待機及び帰宅の方針をあらかじめ定めておき、従業員に周知しておくものとする。

#### （安否確認）

企業等は、首都直下地震発生時には電話が輻輳することを踏まえ、事業所と従業員間の安否確認方法をあらかじめ定めるとともに、従業員とその家族間においても、携帯電話

災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル 171、ソーシャル・ネットワーキング・サービス等の複数の安否確認手段をあらかじめ確認し、当該手段を利用するよう周知しておくものとする。

(訓練)

企業等は、首都直下地震を想定した訓練を定期的に行い、必要に応じて対策の見直しを行うものとする。

### 今後の協議会での検討事項

「一斉帰宅抑制の基本方針」に基づき、幹事会及び各WGにおいて個別の対策について検討の上、企業等における帰宅困難者対策の実施に向けた具体的方策をとりまとめる。

## 2 一時滞在施設の確保

### <現状と課題>

駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者のうち、帰宅が可能になるまで待機する場所がない者を一時的に受け入れる施設（一時滞在施設）を確保する必要がある。

東日本大震災では、交通機関が不通となった状況を踏まえ、都は、区市町村の協力も得ながら帰宅困難者が一時的に待機する施設の確保に努め、結果として 1,030 施設を開放し、94,001 人を受け入れた。

【一時待滞在設数と収容人数】（平成23年3月12日4:00現在）（単位：数・人）

施設区分	施設数	収容人数
都関係施設（都庁舎、都立学校等）	329	27,680
国、区市町等所管施設（民間を含む）	701	66,321
計	1,030	94,001

※島しょを除く（東京都集計）



(東京都庁舎での帰宅困難者受入の様子)

今回の震災では、一時滞在施設としてあらかじめ指定された施設がなかったことに加え、一部の施設に受入可能人数を超える帰宅困難者が集中したことにより、施設の確保と受入れに困難を来した例もあった。

また、災害時帰宅支援ステーションと一時滞在施設との役割分担が不明確であったことや、都と区市町村の所管する施設との連携体制の構築が不十分であったことから、帰宅困難者の受入れ後においても、施設の運営が混乱する事例が見られた。

#### 〈対応〉

発災時の帰宅困難者の円滑な受入れのため、都庁舎をはじめとした都立施設や都関連施設について、一時滞在施設として指定する。指定対象となる施設は、当該施設が発災時において担うべき役割、立地条件や施設ごとの特性を踏まえるとともに、施設の安全性の観点から、耐震性なども十分考慮して選定する。

また、国、区市町村に対しても施設の確保について協力を要請するとともに、公共施設だけでは一時滞在施設が不足することが予想されるため、民間事業者に対しても、施設を確保するよう要請し、施設の量的拡大を図る。

また、一時滞在施設と災害時帰宅支援ステーションの適切な施設運営を行うため、民間事業者等が設立する駅前滞留者対策協議会の活動を支援するなど、各施設の役割分担の明確化や情報連絡体制の強化によって、円滑な運営体制を整え、施設の質的向上を図る。

食糧や毛布などの物資の備蓄については、一時滞在施設として指定する都施設等における備蓄を着実に推進する。また、協議会において、一時滞在施設における備蓄のルール化を検討し、各施設に必要な物資を配備することにより、発災時の帰宅困難者への迅速な提供を可能にし、混乱を防止する。

## 今後の協議会での検討事項

- (1) 行政と民間事業者の協力により帰宅困難者等の一時滞在施設として民間施設も含めた多くの施設を確保するための具体的取組方策
- (2) 災害発生時の一時滞在施設の運用体制の構築
- (3) 区市町村や関係事業所の参考となるガイドラインの作成

※これまで都は、東京都地域防災計画で「一時収容施設」、東京都防災対応指針で「一時待機施設」と表記してきたが、今後は、協議会の議論を踏まえ、「一時滞在施設」に統一する。

## 3 迅速な安否確認と正確な情報提供体制

### <現状と課題>

東日本震災では、携帯電話が通話規制によりつながりにくくなったこと等により、家族等の安否や鉄道の運行状況に関する情報が不足することとなった。また、通信事業者が設定している発災時の安否確認ツールについては、十分に活用されなかった。

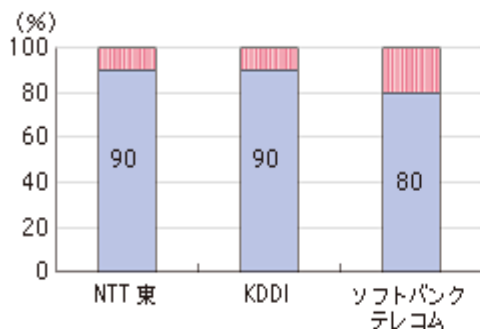
#### 東日本大震災における通信の輻そう状況

##### 固定通信

###### 輻そう状況

■各社で、固定電話について、最大 80%~90%の規制を実施。

〈最大発信規制値〉



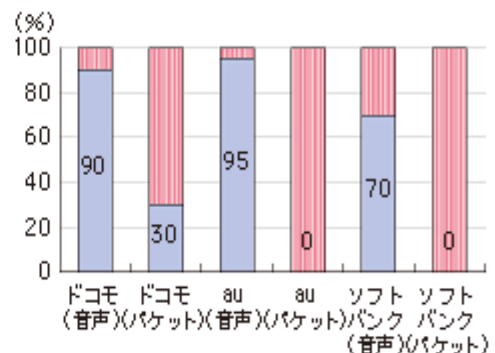
##### 移動通信

###### 輻そう状況

■各社で、音声では、最大 70%~95%の規制を実施(※)。  
■他方、パケットの規制は、非規制又は音声に比べ低い割合。

※イー・モバイルは音声・パケットとも規制を非実施

〈最大発信規制値〉

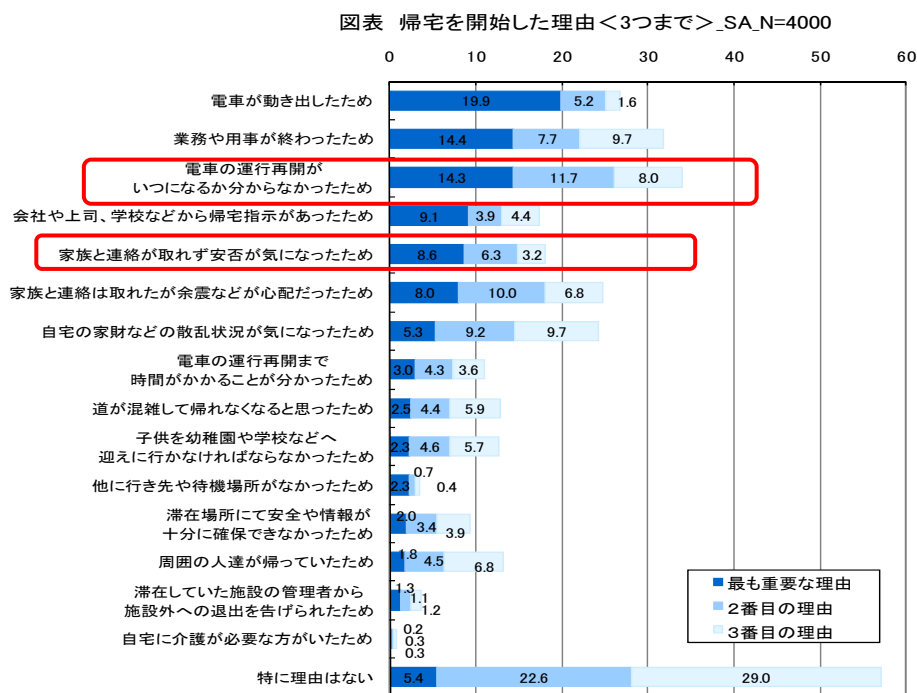


(出典：平成23年版情報通信白書)

都が行った、発災時に都内にいた外出者に対するアンケート調査結果によれば、帰宅行動を開始した理由として、「電車の運行再開がいつになるか分からなかったため」や「家族と連絡が取れず、安否が気になったため」などを選択した者が多く見られた。

【帰宅を開始した理由(3つまで)】

(単位：%)



(出典：東京都防災対応指針)

こうしたことから、帰宅困難者の発生を抑制するためには、鉄道の運行状況や安否に関する情報提供体制を充実するとともに、家族等との安否確認手段の周知、利用啓発を進めていく必要がある。また、一時滞在施設等における情報通信基盤を強化するため、通信設備の整備促進を図ることも必要である。

一方で、住民相互間の、携帯電話等によるインターネット上での情報共有については、交通機関の運行状況の確認や安否確認などで一定の効果があった。今後は、このようなソーシャルメディアの活用についても、情報の確実性などを担保する方策を考慮しつつ、検討していく必要がある。情報の提供に当たっては、燃料・電力等の確保により持続的な情報発信が可能となるような方策のほか、障害者などの災害時要援護者への配慮といった視点を考慮する必要がある。

<対応>

安否確認や災害関連情報を提供するため、官民一体となって、情報通信基盤の整備や情報提供のために必要な体制を確保する。

都は、鉄道事業者や業界団体などに対して、駅における情報提供体制の整備や予備電源の確保等の対策を要請し、情報提供機能の確保を促していく。また、大型ビジョンやデジタルサイネージ※を活用し、音声や文字による情報提供を実施するなど、災害時要



援護者が情報を得やすい環境整備に向けた取組も行っていく。

安否確認については、協議会において、発災時の情報通信基盤の強化について国に働きかけるとともに、通信事業者による安否確認手段の活用などの対策を検討していく。

都においては、帰宅困難者に対する情報提供の内容や方法の充実を図るため、公式ホームページのほかソーシャルメディアを有効に活用し、ツイッター等の情報提供ツールによる広報活動を積極的に行う。

また、都の一時滞在施設において特設公衆電話を設置するとともに、無線LANやツイッターの活用等に向けた実証実験を実施し、設置拡大に向けた課題等を検証する。

こうした情報提供の基盤となる電力の確保に向けて、自家発電設備の整備や燃料の確保などの取組を進め、安定的な情報提供に向けた体制を整えていく。

※デジタルサイネージ（Digital Signage=電子看板）

表示と通信にデジタル技術を活用して平面ディスプレイやプロジェクタなどによって映像や情報を表示する広告媒体



（駅前滞留者対策訓練での大型ビジョン活用の様子）

## 今後の協議会での検討事項

### （１）安否確認手段

- ①家族等との安否確認手段の周知・利用啓発の進め方

②首都直下地震を想定した家族等との安否確認手段に係る改善点

(2) 情報の内容

- ①外出者や帰宅困難者が求める情報内容（ユーザーサイドに立った情報提供内容）
- ②帰宅困難者等へ適切な行動を促すために提供すべき情報内容（サプライサイドに立った情報提供内容）
- ③企業等において従業員等の帰宅抑制のために企業等が求める情報内容

(3) 情報提供手段

情報内容に応じた多様な情報提供ツールの活用方法

(4) 関係機関の連携

- ①発信すべき情報を持つ機関と情報を発信するツールを持つ機関との連携の強化
- ②災害時の円滑な情報提供に向けて情報の種別ごとにあらかじめ役割分担を整理したガイドラインの策定
- ③首都直下地震発生時において各機関間で情報共有・連携するための情報通信手段の有効活用方法

(5) その他

携帯電話の予備電池の携帯など個人レベルで取り組むべき内容

## 4 帰宅支援

---

### <現状と課題>

東日本大震災では、道路渋滞や津波警報のため、バスや船舶による代替輸送は困難な状況にあったが、安全な代替輸送ができる状況になった場合には、陸上・海上輸送の実施は、帰宅困難者の安全確保と被災場所の負荷軽減の上で、有効な手段となる。

こうしたことを踏まえ、帰宅困難者の安全確保後の代替輸送手段を適切に講じる必要がある。

また、都はこれまで、徒歩帰宅者が帰宅する際に、沿道の店舗等で、水やトイレ及び情報提供を受ける災害時帰宅支援ステーションの整備を進めてきた。東日本大震災後も、新たに事業者と協定を結んでいるが、幹線道路においても、店舗の少ない地域が見られるな

ど、地域の実情に合わせたきめ細かな確保策が必要である。また、発災時に十分な帰宅支援機能を発揮できるよう、情報提供体制の強化など効果的な仕組みを検討しておく必要がある。

### <対応>

協議会における検討結果を踏まえ、鉄道事業者をはじめとした民間事業者や関係機関と連携した帰宅困難者対策訓練を実施し、発災時の帰宅困難者等の輸送体制の確認を行うとともに、災害時帰宅支援ステーション拡充に向けた課題を検証していく。

その上で、帰宅困難者の安全確保後の代替輸送を円滑に行うため、関係部局・関係機関とあらかじめ輸送ルートの指定や必要な体制整備等を行い、徒歩や陸上輸送に加え、海上輸送を実施するなど、帰宅困難者が早期に帰宅できる取組を実施する。

また、災害時帰宅支援ステーションの拡充に向けて、引き続き、事業者への協力を要請するとともに、その認知度の向上に向けて、効果的な広報活動を実施していく。加えて、災害時帰宅支援ステーションの機能向上を図るため、従業員に対する周知等の取組の充実について、事業者に協力を要請していく。

### 今後の協議会での検討事項

#### (1) 代替輸送手段

- ①代替輸送手段の輸送力、走行ルート及び待機・転回場所等の課題抽出
- ②代替輸送手段による搬送の運用体制

#### (2) 災害時帰宅支援ステーション

- ①行政と民間事業者の協力による災害時帰宅支援ステーションの数の充実及び機能の強化方策
- ②徒歩帰宅者が災害時帰宅支援ステーションを識別できる対策の必要性

## 【災害時帰宅支援ステーション】

災害時に水道水・トイレ・情報等を提供し、徒歩帰宅者を支援するコンビニエンスストア、ファーストフード、ファミリーレストラン及びガソリンスタンドなどの協力事業者の店舗（都内8,645ヶ所、平成23年9月1日現在）



ステッカー  
（キャラクターの通称：キタクちゃん）  
対象の店舗では、店舗の入り口等にこのロゴマークを使用したステッカーを掲示する。



ステッカー  
東京都石油業協同組合加入のガソリンスタンドには、このステッカーが掲出されている。

※災害時サポートステーションとは、東京都石油業協同組合加入全ガソリンスタンドが取り組んでいる事業で、災害時にはガソリンスタンドは地域の拠点として、被害状況や支援情報の提供、地域住民の安否や連絡情報の取り次ぎ、サービスルームを休憩所として解放するといった活動を行う。

## 第4章 帰宅困難者対策にかかる条例の制定

都は、首都直下地震の切迫性に加え、帰宅困難者対策に対する都民の関心が高いこの機を捉え、協議会で合意した「一斉帰宅抑制の基本方針」等を踏まえ、行政、事業者、都民のそれぞれの役割に応じた帰宅困難者対策への取組を明文化した条例を制定する。

### 【条例化を想定する主な項目】

- 企業等従業員の施設内待機の努力義務化
- 企業等従業員の3日分の備蓄（飲料水、食料等）の努力義務化
- 大規模な集客施設、駅等の利用者保護の努力義務化
- 学校等における児童・生徒等の安全確保の努力義務化
- 官民による、安否確認と災害関連情報提供のための体制整備等
- 一時滞在施設の確保にむけた都、国、区市町村、民間事業者の連携協力
- 帰宅支援（災害時帰宅支援ステーションの確保に向けた連携協力等）

条例で規定した内容を実施するための具体的運用方法等については、今後の協議会等での検討を踏まえて、行政の支援策とともに実施計画としてとりまとめ、都民や事業者に周知していく。